

第74回国民体育大会 下妻市実行委員会

第1回競技式典専門委員会



日時 平成30年2月20日（火）午前10時
会場 下妻市役所 千代川庁舎 第1会議室

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
第1回競技専門委員会（目次）

【報 告】

- 報告第1号 第74回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告について・・・P 1
報告第2号 第74回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会について・・・P 3
報告第3号 笑顔つなぐえひめ国体での取り組み（競技式典関係）について・・・P 4

【議 事】

- 議案第1号 第74回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項（案）について
・・・P 10
議案第2号 第74回国民体育大会下妻市競技施設整備要項（案）について・・・P 13

○参考資料

- 参考資料1 第74回国民体育大会下妻市実行委員会会則・・・P 15
参考資料2 第74回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程・・・P 19
参考資料3 第74回国民体育大会下妻市開催推進総合計画・・・P 21
参考資料4 第74回国民体育大会下妻市施設整備基本計画・・・P 24
参考資料5 第74回国民体育大会下妻市実行委員会競技式典専門委員会委員名簿
・・・P 25

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会事業報告

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	4 月 11 日	ソフトボール競技会共催市県協会合同会議
	4 月 17 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回常任委員会
	4 月 25 日	リハーサル大会開催申請書提出
	4 月 26 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付申請書提出
	5 月 15 日	平成 29 年度国体記録業務研修会 第 74 回国民体育大会茨城県実行委員会第 2 回市町村連絡会議
	5 月 16 日	第 74 回国民体育大会下妻市準備委員会第 3 回総会 第 74 回国民体育大会下妻市実行委員会第 1 回総会
	5 月 17 日	いきいき茨城ゆめ国体下妻市競技会場等設計業務委託に係る事業者選定委員会
	5 月 18 日	平成 29 年度第 74 回国民体育大会市町村競技施設整備費補助金交付決定
	5 月 21 日	第 21 回鬼怒川流域交流 E ボート大会、第 26 回花とふれあいまつりにて P R ブース出展
	5 月 31 日	第 73 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技（少年男子・少年女子）がいきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会に承認される。
	6 月 10 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技組合せ抽選会視察（群馬県）
	6 月 22 日	国道 125 号小野子歩道橋広報啓発用横断幕設置
	7 月 5 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行栽培開始（市内小中学校 12 校）
	7 月 7 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会競技団体打合せ
	7 月 20 日	いきいき茨城ゆめ国体第 1 回競技運営担当者会議
	7 月 28 日 ~7 月 31 日	第 57 回全日本実業団男子ソフトボール選手権大会
	7 月 31 日 ~8 月 1 日	認知度向上 P R キャンペーン（県合同）

年	月 日	経 過 概 要
平成 2 9 年	8 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回全体会議）
	8 月 5 日	第 37 回千人おどりにて国体 P R
	8 月 10 日	いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会応援募金箱設置
	8 月 18 日 ~ 8 月 19 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（監督会議・審判会議・記録員会議、競技 1 日目）
	8 月 21 日	第 72 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技視察（競技 3 日目、通過式）
	8 月 31 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 1 回ブロック会議）
	9 月 9 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会組合せ抽選会視察
	9 月 28 日 ~ 10 月 4 日	第 72 回国民体育大会ソフトボール競技会視察（愛媛県）
	10 月 5 日 ~ 10 月 16 日	花いっぱい運動平成 29 年度試行飾花（4 競技会場）
	10 月 26 日	広報啓発用マグネット公用車貼付（茨城新聞に掲載）
	11 月 2 日	茨城国体競技会場運営研修会（第 2 回全体会議）
	11 月 25 日	筑波サーキット『耐久茶屋』にて P R ブース出展
	12 月 13 日 ~ 12 月 15 日	第 72 回国民体育大会東温市開催競技に関する事業概要説明会
	12 月 20 日 ~ 12 月 22 日	第 72 回国民体育大会西条市開催競技に関する事業概要説明会
平成 3 0 年	1 月 1 日	下妻市庁内実施本部設置
	1 月 3 日	第 47 回新春歩け歩け大会にて国体 P R
	1 月 16 日	新春のつどいにて国体 P R

報告第 2 号

第 7 4 回国民体育大会ソフトボール競技リハーサル大会概要

1 . 大会概要

第 7 4 回国民体育大会競技別リハーサル大会

第 7 3 回国民体育大会関東ブロック大会ソフトボール競技会（少年男子・女子）

日 時：平成 3 0 年 8 月 1 8 日（土）～ 2 0 日（月）予備日 2 1 日（火）

監督者会議及び開始式は、前日の 8 月 1 7 日（金）に実施

会 場：砂沼球場（下妻市半谷 7 2 4 番地 1）

柳原球場（下妻市柳原 7 9 1 番地 1）

千代川運動公園野球場（下妻市鬼怒 2 5 7 番地）

千代川中学校グラウンド（下妻市鎌庭 2 7 7 7 番地）

参 加：関東 1 都 7 県から少年男女 1 6 チーム

主 催：公益財団法人日本体育協会 / 茨城県 他

主 管：茨城県 他

後 援：スポーツ庁

2 . 内容

この大会は、関東各都県におけるスポーツの振興はもとより、スポーツの交流を通じて親睦と友情を深め、併せて地方文化の発展に寄与することを目的に開催されております。

また、今年福井県で開催されます第 7 3 回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」における関東ブロックの代表を決定する極めて重要な大会です。

関東ブロックを制する者は、全国を制すとも言われており、ハイレベルな戦いが予想されます。

【参考画像】



愛顔つなぐえひめ国体での取り組み（競技式典関係）

大会概要

競技名	種別	チーム数	会場
ソフトボール	少年男子	13	東温市総合公園多目的グラウンド（1面）
			東温市かすみの森公園多目的広場（1面）
	少年女子	13	西条市東予運動公園多目的広場（2面）

○試合はトーナメント方式で行われ、7回（イニング）で行う。

○日没や降雨などで中止された場合は、5回以上過ぎれば正式試合となる。

○7回を終了して同点の場合は、無死二塁から試合を再開し、勝敗が決まるまで試合を続ける。

大会成績

少年男子 優勝：広島県 準優勝：愛媛県
第三位：千葉県、福井県

少年女子 優勝：千葉県、長崎県 2日目雨天中止のため、準決勝の勝者が優勝
第三位：兵庫県、岡山県

雨による主な影響

試合開始時間・中断・中止

・大会2日目、雨により西条市会場は中止、東温市会場は時折中断しながら試合を実施した。

・大会3日目、西条市においては2日目全試合中止のため、準々決勝及び準決勝を実施(1チーム1日2試合までしか消化できないため)。また、雨による影響を考え試合時間を早めて実施した。東温市では、雨によるグラウンド整備のため、試合開始を遅らせた。

大会成績

・西条市において決勝を消化できなかったため(本国体は予備日を設けない)、2チーム優勝となった。また、雨天時の表彰式では、会場の変更や実施方法の変更など、色々と検討しなければならない事項が出てくるということだった。

仮設物

- ・ぬかるみ防止のため、観客の動線に敷板を敷いていた。
- ・必要に応じてテントの向きを変えるなどしていた。
- ・仮設フェンスの固定具などのチェックを実施していた。

練習会場

・雨天練習場(体育館)にて対応していた。当初設けておらず、当年 3 月に用意したため調整が難航したとのこと。

以上、ソフトボールは屋外競技なので、雨天時を想定し、競技団体、設営業者、その他関係機関等と調整をした上で、事前に対応を決めておく等の対応が必要。

競技式典専門委員会関連写真

(1) 実施本部、記録本部、救護所



ユニットハウスでの設営(実施本部、記録本部、救護所) 内部は PC や複合機等が並ぶ



仮設テントでの設営 (実施本部)



床上げを行っている

実施本部について、西条市はユニットハウス、東温市はテントに 4 方幕(前面はネット含む)にて設営実施。PC 等精密機械を設置するため、東温市では床上げにて対応していた。記録本部、救護所については両市ともユニットハウスでの対応。

実施本部、記録本部の通信設備(インターネット回線等)については、西条市と東温市の総合公園会場は固定回線を仮設し、東温市かすみの森公園についてはモバイル回線にて対応していた。

(2) 観客席、バックスクリーン、スコアボード等



仮設スタンド（一般観覧席）



仮設スタンド裏側



バックスクリーン、スコアボード



フェンスも仮設で対応

観客席については、少年男子、女子の会場すべて仮設スタンドを設置。バックスクリーン、スコアボード等も既存設備がない施設では仮設にて対応していた。

(3) トイレ



多目的トイレ(上:東温市 下:西条市)



多目的トイレ内部(上:東温市 下:西条市)





一般用トイレ(左は手洗用水栓)



選手用トイレ



選手用トイレ内部



選手用トイレ内部(手洗用水栓)

既存の障がい者対応のトイレがない会場には、仮設にて多目的トイレを設置していた。一般用トイレについては、既存トイレの不足分を仮設トイレで補っていた。また、少年女子の西条市会場には、ユニットハウスにて選手用トイレを設置していた。全体的にトイレに関しては数、質ともにオーバースペックの印象を受けた。

(4) 競技用具



レーキ、ブラシ、ラインカー等をフェンス脇に配備

突然のトラブルにも対応できるよう、通常よりも多めに準備されており、スムーズな試合展開に一役買っていた。

(5) 競技運営



ネット裏(球場本部・放送席)



審判員、記録員、放送委員が控える



グラウンド整備の様子(球場委員を中心に)



雨天時のグラウンド整備の様子

ネット裏の球場本部、放送席は競技エリアを見渡せるよう、嵩上げされており、雨天時にも内部への雨水の流入に対応できていた。

また、グラウンド整備等は、高校生の補助員も活用しながら非常にスピーディーに行われており、雨天時も可能な限り全係で対応することで、中断も最小限に抑えられていた。

(6) 式典(表彰式)



種別表彰式の様子(介添えは高校生ボランティア)



表彰状(5位以上が表彰)



種別表彰式(5位表彰：記念品授与の様子)



バックネット脇に置いた机に表彰状、メダル、記念品等を置く

議案第 1 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市競技会場管理運営要項（案）

1 目的

この要項は、本市で開催する、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定める。

2 定義

この要項において、「会場」とは、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場並びに練習会場の施設（休憩所、通路、駐車場等の関連施設を含む。）及び敷地をいう。

3 業務の処理

この要項に基づく権限に属する業務の処理は、実行委員会が行う。

4 持込禁止物

会場には次に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、実行委員会が特に認めたときはこの限りではない。

(1)銃器類

(2)刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物

(3)毒物、劇物その他有害物質

(4)発炎筒、爆竹、火薬その他可燃性の危険物

(5)棒、ハンマー、鉄パイプ、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物

(6)競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等

(7)塗料類（ペンキ類）

(8)スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具

(9)無線通信器（携帯電話、PHS等の携帯端末を除く。）

(10)酒類（土産品を除く。）

(11)ドライアイス

(12)動物類（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）

(13)投てき等により危害を与えるおそれのある物

(14)ホイッスル、拡声器、楽器その他これらに類する大きな音が出る物

(15)通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物

(16)その他競技会の運営若しくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

5 禁止事項

会場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、実行委員会が特に認めるときはこの限りではない。

- (1)立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立入ること。
- (2)競技場、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3)施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (4)入場者等を脅迫、威圧、侮辱、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5)面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6)抗議集会、デモ等会場の秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7)所定の場所以外で、喫煙又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (8)飲酒すること。また、アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (9)所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること。
- (10)電熱器、ガスコンロその他これらに類する火気を使用すること。
- (11)テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (12)許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (13)文書、図画、印刷物その他の物を配布又は掲出すること。
- (14)宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒にあたる行為をすること。
- (15)設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封、改変すること。
- (16)会場内でのフラッシュ撮影及び禁止した区域で撮影すること。
- (17)競技中の携帯電話、PHS等の携帯端末を利用した通話及びマナーモード等の競技に影響を及ぼさない設定以外で携帯端末を使用すること。
- (18)無人飛行機(ドローン、カメラ搭載型マルチコプター、ラジコン等)を使用すること。
- (19)その他会場秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

6 遵守事項

会場へ入場する者は、次の事項を遵守しなければならない。ただし、実行委員会が特に認めるときはこの限りではない。

- (1)IDカード、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応ずること。
- (2)手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応ずること。
- (3)実行委員会の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4)指定された場所において観覧し、実行委員会から席の移動を求められたときは、これに従うこと。

7 入場の制限等

(1)実行委員会は、この要項の規定に違反した者、あるいは実行委員会の指示に従わない者に対し、会場への入場を拒否し、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

(2)実行委員会は、会場や観客スタンドに入場しようとする人数が定員に達すると判断した場合及び競技会の安全な運営のために必要と認められる場合には、入場制限等を実施することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、競技会場の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

9 付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

議案第 2 号

第 7 4 回国民体育大会下妻市競技施設整備要項（案）

1 目的

この要項は、第 7 4 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画に基づき、本市で開催される第 7 4 回国民体育大会（以下、「大会」という。）における競技施設の整備について必要な事項を定める。

2 方針

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の利便性を図り、競技会運営に支障のないよう既存施設を最大限に活用し、円滑な競技運営と快適な観覧ができるよう競技施設を整備する。

3 競技施設

(1) 競技施設は、競技会場及び練習会場とする。

(2) 臨時仮設物(付帯設備を含む)は、おおむね次の通りとする。

プレハブ テント トイレ 電気設備 放送設備 通信設備 観覧スタンド
その他

4 臨時仮設物の設置場所

臨時仮設物の設置場所は、競技施設その他必要と認める場所とする。

5 施設の管理

大会期間中は、各施設に必要な人員を配置して、施設管理者と連携しながら適正な保守・安全管理を行う。

6 臨時仮設物の設営及び撤去

(1) 臨時仮設物の設置は、競技団体及び施設管理者と協議し、競技会運営に支障のない時期に完了するものとする。

(2) 臨時仮設物の撤去は、大会終了後速やかに行い、会場等を原状復旧するとともに、清掃を徹底し、借用物品については、借用先に確実に返却する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、競技施設の整備に関し必要な事項は、別に定める。

(2) ソフトボール競技のリハーサル大会における競技施設整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

9 付則

この要項は平成 年 月 日から施行する。

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 7 4 回国民体育大会（以下「大会」という。）において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 市職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 10 名以内
- (3) 常任委員 30 名以内
- (4) 監事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、下妻市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、前2項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 11 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を大会主管課内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 (平成28年2月25日総会議決)

この会則は、平成28年2月25日から施行する。

付 則

1 この会則は、平成29年5月16日から施行する。

2 この会則の施行日前に、現に第74回国民体育大会下妻市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員である者は、この会則の規定により委嘱されたものとみなす。

平成 29 年 5 月 16 日
準備委員会第 3 回総会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会則（平成 28 年 2 月 25 日決定）第 13 条第 4 項の規定に基づき、第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 7 4 回国民体育大会下妻市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 16 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 競技用具・施設に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。

平成 29 年 2 月 7 日
準備委員会第 2 回常任委員会決定

第 7 4 回国民体育大会下妻市開催推進総合計画

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(以下「茨城国体」という。)の開催に向け、市民の総力を結集し、心からのおもてなしで下妻市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、市民と行政の協働を推進し、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指すため、第 7 4 回国民体育大会下妻市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体(以下「県等」という。)と連携し、茨城国体下妻市ソフトボール競技会を成功させるとともに、本大会を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながるものとするため、本計画を基に主要項目ごとの詳細な実施計画を策定し、施策を推進する。

- ・総合計画進行管理
- ・年次計画進行管理

(2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務運営を行う。また、国体事業推進に向けて様々な協賛を募り、市民総参加による大会とする。

- ・国体開催経費予算編成
- ・リハーサル大会開催経費予算編成
- ・国体事業への協賛推進

(3) 広報

茨城国体に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、下妻市を訪れる方々をはじめ、全国に歴史・伝統・文化・自然・食など下妻市の魅力を発信する。また、国体開催の成果を永く記録に留めるため、大会記録報告書等を編纂する。

- ・広報展開(印刷物・メディア・啓発イベント・工作物等)
- ・大会記録報告書の編纂

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げ、市民一人ひとりが活躍する大会とする。また、国体開催の意義を広めるとともに、茨城国体の経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

- ・運営ボランティアの募集及び活動推進
- ・歓迎市民運動(花いっぱい運動、手づくりのぼり旗の作製等)の推進
- ・文化プログラムの開催
- ・環境美化活動の実施

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、下妻市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光、芸術・文化、産業等を広く紹介する。また、下妻駅・道の駅しもつま等への国体案内所の設置や、競技会場内における休憩所・売店の整備、観光ガイドブックの作成等を通じ、もう一度訪れていただける心のこもったおもてなしに努める。

- ・歓迎装飾の実施
- ・案内所、休憩所、売店の設置
- ・観光ガイドブック等の作成

(6) 競技運営

県等と緊密な連携を図りながら、参加選手が日頃の練習の成果を十分に発揮できるよう、競技に必要な諸条件を整備し、競技会の準備・運営に万全を期す。

- ・競技運営
- ・競技役員等の編成
- ・競技記録の集計、速報
- ・リハーサル大会の開催

(7) 式典

可能な限り簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある運営に努める。

- ・表彰式の実施
- ・炬火イベントの開催

(8) 競技用具及び施設

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と十分協議し、遅滞のない、過不足のない整備を行う。さらに、競技施設については、既存施設の有効活用に努めながら、必要な施設の整備を図る。

- ・大会に使用する競技用具の整備
- ・競技施設の整備(看板、仮設スタンド、案内所などの臨時施設を含む)

(9) 宿泊

宿泊施設その他関係機関との連携により、地場産品を使用した食事や心地よい宿舎の提供など、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

- ・ 監督・選手及び役員等の配宿
- ・ 郷土色豊かな食事の提供

(10) 医事・衛生

茨城国体にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

- ・ 食品衛生対策
- ・ 環境衛生対策
- ・ 防疫対策
- ・ 医療救護体制の確立

(11) 輸送・交通

下妻市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送・交通体制の確立を図る。あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

- ・ 輸送対策
- ・ 交通対策(駐車場確保を含む)
- ・ 交通安全対策

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保や事故等の防止、大規模災害等の非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を密にしながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

- ・ 警備対策
- ・ 消防防災対策
- ・ 大規模災害等の対策

第 7 4 回国民体育大会下妻市施設整備基本計画

1 目的

本市で開催される、第 7 4 回国民体育大会及びリハーサル大会における競技施設の整備について、国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準等を考慮し、既存施設の有効活用に努めながら、競技運営に支障がないよう、万全を期した整備を行うため、本計画を策定する。

2 内容

(1) 競技会場の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、適切で効率的な整備を行う。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所、休憩所等の臨時仮設物については、県、競技団体その他関係機関及び施設管理者等と十分協議のうえ設置する。

(4) 給排水施設の整備

休憩所及び仮設トイレ等で、給排水設備が必要な場合には、施設管理者等と十分協議のうえ、仮設により整備する。

第74回国民体育大会下妻市実行委員会
競技式典専門委員会委員名簿

【委員9名】

(順不同・敬称略)

	所属機関・団体名	氏名	所属団体での役職
委員長	茨城県ソフトボール協会	大久保 進司	理事長
副委員長	下妻市体育協会	山本 学	副会長
スポーツ	下妻市ソフトボール連盟	渡辺 則夫	副会長
	鬼怒川流域交流Eポート大会実行委員会	飯島 和一	委員長
	下妻市スポーツ推進委員会	富永 武久	副委員長
	下妻市スポーツ少年団	飯村 純男	本部員
国土交通省	下館河川事務所鎌庭出張所	浅野 貴浩	出張所長
学校	下妻市小中学校体育連盟	増田 淳二	理事長
	茨城県高等学校体育連盟ソフトボール専門部	山口 純一	委員長

事務局	下妻市教育委員会生涯学習課国体推進室
-----	--------------------



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

第74回 国民体育大会下妻市実行委員会



下妻市イメージキャラクター

シモンちゃん

千代川運動公園野球場 会場配置図



No	施設名称	No	施設名称	No	施設名称	No	施設名称	No	施設名称	No	施設名称
1	受付案内所	9	トーナメント表・会場案内図	17	ダッグアウト	25	環境美化係控所	33	役員等荷物置場	41	ボランティアトレーナー
2	弁当引換所	10	仮設トイレ	18	取材エリア	26	救護所	34	プログラム販売所	42	競技会場係控所
3	消防警備本部	11	多目的トイレ	19	一般観覧席	27	駐車場係控所	35	タクシー乗降所	43	セーフティールーム
4	喫煙所	12	球場本部	20	福祉席	28	センターカメラ席	36	ふるまいコーナー	44	補充砂保管所
5	輸送交通本部	13	審判員控所	21	次試合選手控所	29	アツプ場	37	無料ドリンクコーナー	45	競技会係員・ボランティア控所
6	休憩所	14	競技補助員待機所	22	得点掲示係控所	30	放送席	38	練習会場受付	46	シャトルバス乗降所
7	ゴミ集積所	15	視察員・報道員席	23	記録・競技本部	31	選手荷物置場	39	練習会場選手荷物置場	47	大会スタッフ控所
8	売店	16	来賓・役員席	24	実施本部	32	関係者休憩所	40	駐輪場	48	記録速報所

P
旧千代川中学校
一般駐車場(予定)

12		6	
11		5	18.02.07 修正
10		4	17.12.27 修正
9		3	17.12.13 修正
8		2	17.12.05
7		1	17.08.29